

東京ラヂエーター製造株式会社への株主提案

1. 提案する議題

- (1) 剰余金の処分の件
- (2) 定款一部変更の件(1)
- (3) 定款一部変更の件(2)
- (4) 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

2. 議案の要領および提案の理由等

(1) 剰余金の処分の件

① 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金 370 円

ウ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき上記イの 1株当たり配当額（配当総額は、金 53 億 2,353 万円）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の 3 週間後の日

② 提案の理由

当社が債務の大部分の返済を終えた 2007 年 3 月期以降、当社の現金および現金同等物の残高は、3 億円から 99 億円に増え（2020 年 12 月 31 日時点）、この額は、2021 年 2 月 19 日時点の時価総額 74 億円の 134%に相当します。このような異常な現金過多の状態であるにもかかわらず、当社の配当性向は、直近 10 年平均で 20%を下回る程度であり（2011 年 3 月期から 2020 年 3 月期の 10 年間。但し、2020 年 3 月期の配当性向は、当該期においては純損失が発生しているため、計算に含めていない。）、さらに 2021 年 3 月期の中間配当は、無配という結果になっています。

コーポレートガバナンス・コードの原則 1-3 において、「上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。」と規定されているとおり、コーポレートガバナンス・コ

ードは、上場会社が資本政策の基本的な方針について説明することを重視しています。しかしながら、当社は、この異常な現金過多の状態を解決するための明確な資本政策を公開していない状況にあり、これは、当社の株式が低く評価されている一因となっているものと思われます。

加えて、当社の親会社であるマレリ株式会社（以下「マレリ」といいます。）への預け金は約 55 億円もあり、このような不透明かつ巨額な預け金は、親会社と当社のその他の株主間の利益相反の観点から廃止されるべきです。約 55 億円もの当社の資産は、当社の株主にとって公平に還元されるべきであるにもかかわらず、現時点では親会社であるマレリの意向に支配されており、マレリは当社のその他の株主の犠牲の下に親会社としての特権を乱用しているといえます。

また、提案者は、この預け金の利回りについて約 0.4%と推測しており（2020 年 3 月期の有価証券報告書のマレリとの取引に記載の受取利息および預け金をもとに試算。）、当社はこれをリターンが高いと判断していますが、この利回りは当社の資本コストをはるかに下回っており、この預け金を原資に成長投資を行い、より高いリターンを生み出すか、又は株主に還元することの方が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資することは明らかです。

当社においては、現時点でこの預け金相当の資金を成長投資に充当する投資計画は策定されていないようですので、この預け金を廃止することで生じた余剰資金を株主に適切に還元することが重要であります。

したがって、提案者は、当社がこの預け金の大部分である金 53 億 2,353 万円を特別配当総額とし、2021 年 3 月期末において 1 株当たり 370 円の特別配当を実施することを提案します。（特別配当総額は一株当たり 370 円の特別配当に、2021 年 3 月期第 3 四半期決算短信に記載の 2021 年 3 月期第 3 四半期末の発行済み株式数（自己株式を除く。）14,387,917 株を掛けて計算。）

(2) 定款一部変更の件(1)

① 議案の要領

現行の定款を以下のとおり変更するものとする（変更箇所には下線を付す。）。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第 1 章 総 則

第 1 条から第 3 条 [現行どおり]

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第 5 条から第 18 条 [現行どおり]

第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(定 員)

第 19 条 当社の監査等委員でない取締役は 10 名以内とし、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 当社の監査等委員である取締役および監査等委員でない取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。

② [現行どおり]

(任 期)

第 21 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条および第 23 条 [現行どおり]

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

第 25 条 取締役会を招集するには、会日より 3 日前に各取締役にその通知を發す

る。ただし、緊急を要する場合は、これを短縮することができる。

(監査等委員会の招集)

第 26 条 監査等委員会を招集するには、会日より 3 日前に各監査等委員にその通知を発する。ただし、緊急を要する場合は、これを短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 27 条 [現行定款第 26 条のとおり]

(取締役への委任)

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第 29 条 [現行定款第 27 条のとおり]

(監査等委員会規則)

第 30 条 監査等委員会に関しては、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 31 条 [現行定款第 28 条のとおり]

現行定款第 29 条から第 36 条 [削除]

第 5 章 計 算

第 32 条から第 35 条 [現行定款第 37 条から第 40 条のとおり]

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 提案の理由

現状、当社は監査役会設置会社ですが、コーポレート・ガバナンスを強化し、かつ、意思決定を迅速化させる観点から、監査等委員会設置会社に移行すべきです。

監査等委員会を設置することにより、監査等委員が取締役会の構成員となり、議決権を行使することになるため、取締役会の監督機能の実効性が担保されるとともに、コーポレート・ガバナンス体制が強化されます。特に、当社は上場子会社であり、親会社であるマレリとその他株主との公平性を配慮すべき立場ですが、取締役会長の林隆司氏と代表取締役社長の落合久男氏はマレリの出身です。そのため、マレリとの関係を重視し、その他株主の利益を損なう可能性のある決議には注意を払う必要があります、取締役会の監督機能は現状よりも強化されるべきです。

また、現行の監査役会設置会社の構造では、貴重な取締役会の議事が些細な議案や報告事項に多くの時間が割かれてしまうとの弊害が生じてしまうことがあり、このような場合、本来取締役会で多くの時間を割くべきである長期的な戦略や全体像について協議する時間が十分に確保されないこととなります。そこで、監査等委員会設置会社に移行した上で、取締役会の業務執行権限の全部または一部を取締役に委任することにより、業務執行と監督機能を分離させ、コーポレート・ガバナンスの強化と迅速な意思決定の両立を目指すことが可能になります。

(3) 定款一部変更の件(2)

① 議案の要領

現行の定款に以下の章を新設し、現行定款「第6章 計算」を「第7章 計算」へ変更の上、第37条以降を、各々5条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第6章 指名委員会・報酬委員会

（指名委員会・報酬委員会の設置）

第37条 取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置する。

（指名委員会・報酬委員会の構成）

第38条 指名委員会および報酬委員会それぞれの委員の過半数は、社外取締役でなければならない。

（指名委員・報酬委員の任期及び選任）

第39条 指名委員会および報酬委員会の委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 指名委員会および報酬委員会の委員は、定時株主総会が終了した後に開催

される取締役会の決議によって選任する。ただし、委員の退任その他必要な場合には、当該委員を臨時取締役会にて選任することができる。

(指名委員会・報酬委員会への諮問事項)

第 40 条 指名委員会は、取締役会の諮問を受けて次の各号の事項について審議し、取締役会は、指名委員会の意見を尊重して、その決定を行う。

1. 株主総会に提出する取締役の選任または解任議案の原案の決定
2. 取締役会に提出する代表取締役および役付取締役の選定、解職、職務分担の原案の決定
3. 取締役の選定方針の決定
4. その他、取締役の選解任に関する事項

② 報酬委員会は、取締役会の諮問を受けて次の各号の事項について審議し、取締役会は、報酬委員会の意見を尊重して、その決定を行う。

1. 株主総会に提出する取締役の報酬に関する議案の決定
2. 取締役ごとの具体的な報酬額の決定
3. その他、取締役報酬に関する事項

(指名委員会・報酬委員会規則)

第 41 条 指名委員会および報酬委員会に関しては、法令または本定款のほか、取締役会において定める指名委員会・報酬委員会規則による。

② 提案の理由

現状、当社は、代表取締役に対し、株主総会に付議する取締役候補者の選任および各取締役の報酬の決定を一任しています。社外取締役 2 名と社外監査役 2 名および社内取締役 2 名で構成するガバナンス委員会に役員報酬の基本方針や取締役候補者選任を諮問していますが、ガバナンス委員会に出席する取締役は、社内取締役の五十嵐敦志氏を除く全員であることを踏まえると、取締役会との差別化が大きくは図られておらず、形骸化しています。

しかし、取締役候補者の選任および各取締役の報酬という重大な事項の決定は、当社の全てのステークホルダーの利益促進のために、社外取締役の知見や見解を活用して合理的になされるべきであり、そのためにも独立した諮問機関により、決定のプロセスを明確化しなければなりません。

また、コーポレートガバナンス・コードの補充原則 4-10①において、「上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を

主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。」と規定されているとおり、コーポレートガバナンス・コードは、任意の指名委員会・報酬委員会などの独立した諮問機関の設置を上場会社に要請しています。

そこで、提案者は、取締役の選解任および取締役の報酬等の決定のプロセスを明確化するために、当社が、過半数が社外取締役で構成される指名委員会および報酬委員会を設置することを提案します。

(4) 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

① 議案の要領

譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、譲渡制限付株式報酬制度に係る取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬額を、年額 2 億円の報酬限度額とは別に、年額 1,300 万円以内と設定する。具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定する。年間の譲渡制限付株式数の付与数については、中長期的会社計画に基づいたポイント制に依るものとし、付与された譲渡制限付株式は、取締役の退任後のみ現金に転換できるものとする。

② 提案の理由

コーポレートガバナンス・コードの原則 4-2 には、「経営陣の報酬については、長期的な会社の業績や潜在的风险を反映させ、健全な起業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである」と記載され、コーポレートガバナンス・コードは、経営陣の報酬についてインセンティブ付けを行うよう要請しています。

しかしながら、2020 年 3 月期においては、当社の役員報酬の全額が、固定報酬として支給されており、その固定報酬は、業績の前期増減、計画の達成度を総合的に評価し、職責と成果を反映させる体系となっていました。また、2021 年 3 月 23 日には業績連動報酬の導入が発表されましたが、この業績連動報酬は、前年の連結の売上高・利益等の業績評価、個人・部門業績の目標達成率が反映される体系であり、報酬の決定要因は固定報酬のみの報酬体系と差異があるようには見受けられません。

そこで、提案者は、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした年額 1,300 万円を上限とする譲渡制限付株式報酬制度を提案します。譲渡制限付株式報酬の導入は、報酬の中長期的な業績との連動制を高め、取締役に対して企業価値を持続的に向上させるとともに、株主と一層の価値共有を促進する健全なインセンティブを与えることとなります。さらに、譲渡制限付株式報酬制度を採用することで、報酬の決定プロセスの透明性も担保することが可能となります。

当社は役員持株会を通じて、役員が毎月ある一定の株式を購入していますが、提案者は、この株式購入制度を廃止し、譲渡制限付株式を報酬体系に組み込む方が取締役の上

記インセンティブに繋がると考えます。